

裁判所事務官（臨時的任用）募集案内

（令和 6 年 1 0 月 1 日採用）

鳥取地方裁判所

育児休業中の職員の業務を処理するため、下記のとおり裁判所事務官（臨時的任用）として勤務していただける方を募集します。

記

1 職務内容

一般事務（パソコン入力・文書整理等事務）

2 採用予定庁・採用予定期間・採用人員

採用予定庁	採用予定期間	採用人員
米子簡易裁判所	令和 6 年 1 0 月 1 日～令和 7 年 2 月 2 8 日	1 人

3 選考方法・受付期間・試験期日・試験場所

受付期間	令和 6 年 8 月 9 日(金)から令和 6 年 8 月 2 2 日(木)まで (必着) <u>ただし、期間内であっても申込人数が 1 2 人に達した日をもって受付を終了します。なお、郵送による申込の場合は、1 2 人に達した日までに到着したものに限り受け付けます。</u>
試験期日	令和 6 年 8 月 2 9 日（木） ※ 午前中に筆記による試験を実施し、筆記による試験合格者に対して引き続き午後から口述試験を行います。
選考方法	(1) 筆記による試験（作文） (2) 口述試験（面接） ※ 筆記による試験に合格した者に対して行います。 ※ 採用しようとする官職の職務の内容に照らして、過去の経歴の有効性も検討した上で、総合的に判定を行いますので、面接の際には過去の経歴（職務の内容等）についてもお尋ねすることがあります。
試験場所	鳥取地方裁判所米子支部（米子市西町 6 2 番地）

4 応募方法等

受験資格	1 令和6年4月1日現在年齢18歳以上の者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者(これと同等の学歴を含む。) ただし、日本の国籍を有しない者又は国家公務員法第38条に該当する者は受験できません。 ※ 参考 国家公務員法第38条に該当する者 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 2 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 2 在学中の採用は行いません。
応募方法	次の応募書類を、下記の送付先に提出してください。 ※ 封筒の表に「<u>米子簡易裁判所採用職員選考申込</u>」と朱書きし、必ず<u>簡易書留郵便</u>で送付してください。 1 <u>自筆の履歴書</u> 市販の履歴書用紙を使用し、所定の欄に申込前3か月以内に撮影した脱帽、正面向き、上半身の写真を貼ってください。 2 <u>受験票送付のための返信用封筒</u> 宛先及び郵便番号を明記した長形3号の定型の封筒に84円分の切手を貼ってください。 ※ <u>受験票は後日郵送しますが、受験票が8月26日(月)までに届かない場合には、下記の問合せ先に御連絡ください。</u> 記 【申込書類等の送付先・問合せ先】 〒680-0011 鳥取市東町2丁目223番地 鳥取地方裁判所事務局総務課人事第一係 電話番号(0857)22-2171(内線315) ※ 電話でのお問合せは、午前9時から午後5時までをお願いします。(土日祝日を除く。) ※ 申込時に提出された履歴書は、筆記による試験不合格者については筆記による試験合格発表時に返却し、口述試験不合格者については口述試験結果の通知とともに郵送により返却します。欠席者等については、試験日以降、郵送により返却します。

5 勤務条件等

採用予定期間	令和6年10月1日から令和7年2月28日まで (土曜日、日曜日及び休日等を除く。)
勤務時間	午前8時30分から午後5時00分まで (午後零時15分から午後1時までは休憩時間)
給与	次の額は、令和6年4月1日現在のものです。 (1) 俸給 月額162,100円から249,400円 (経験年数等により決定されます。) (2) その他の給与 ア 期末・勤勉手当 イ 通勤手当 1か月当たり最高55,000円 ウ 住居手当 最高28,000円 エ 扶養手当 配偶者6,500円 子1人につき10,000円 父母等1人につき6,500円 オ 超過勤務手当等
その他	採用内定後、健康診断を受検し(費用は自己負担)、その結果が記載された健康診断票を提出していただきます。